

年金支給額の誤りについて

この度、地方公務員共済組合における年金計算のためのプログラムに誤り等があったことにより、日本年金機構又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する年金について、計算誤りが生じていました。

その結果、年金の支払いを受けている一部の年金受給者の方について、年金の支払い額が誤っていたことが判明いたしました。

対象となる年金受給者の方には、ご迷惑をお掛けすることとなり、深くお詫び申し上げます。

なお、対象となる年金受給者の方には、全国市町村職員共済組合連合会（以下「当連合会」といいます。）より事情を説明したお詫びの通知を送付しております。

1. 概要

平成27年10月の被用者年金制度の一元化により、2以上の実施機関から年金を受けている方の在職支給停止額については、年金額を合算し計算することになりました。

具体的には、在職支給停止額の総額を計算したうえで、その総額をそれぞれの年金額で按分し、それぞれの年金の在職支給停止額を計算する仕組みとなり、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団及び日本年金機構の間で必要な情報交換（年金額等）を行うこととなっています。

この度、地方公務員共済組合連合会が開発し、各地方公務員共済組合に提供した年金計算のためのプログラムの誤り及びプログラム改修内容の周知不徹底があったことにより、年金を受ける一部の方について、日本年金機構又は日本私立学校振興・共済事業団において正しい計算が行われず、誤った年金額が支払われていたという事象が判明しました。

2. 影響

対象者の方については、日本年金機構又は日本私立学校振興・共済事業団からお支払いした年金額に誤りが生じています。

<年金の支払いに影響が出た受給者数及び金額>

(1) 未払い

	日本年金機構
影響受給者数	14人
平均額	28,837円
最大額	146,183円
最小額	454円
総額	403,724円

(2) 過払い

	日本私立学校振興・共済事業団
影響受給者数	5人
平均額	1,167円
最大額	2,406円
最小額	362円
総額	5,833円

3. 対応

- (1) 対象者の方には、心よりお詫びをするとともに、日本年金機構又は日本私立学校振興・共済事業団に対しては、平成28年8月以降の年金の支払い等で、未払い金又は過払い金の調整をしていただくようお願いをしております。
- (2) 当連合会では、今回の事象を分析して、事故防止策として確認作業等をさらに徹底していくこととします。

<問い合わせ先>

全国市町村職員共済組合連合会 年金部

電話 03-5210-4608